

労働基準法違反根絶！

“適正な要員確保”と“安心して働ける職場”を「統一闘争」で実現しよう！

本日、長野地本は見解を発出した。その内容は、現在の長野支社内の労働時間管理の体制は限界であり、今期の36協定は単なる1年締結ではなく、「36協定違反等」が発生した場合は、途中解約を可能とするための「破棄条項」を含めた1年締結を本部に要請するものである。

昨年11月、長野地本にきかく部門で働く組合員から、違法な長時間労働やパワハラが横行していると告発するメールが寄せられた。長野地本がおこなった緊急申し入れに対し、長野支社は「長野支社と個人で管理していることであり、調査は行わない」と一切事実を認めようとはしなかった。また、アンケートをもとに開催した長野地本一支社間の36協定交渉でも、「労働時間は適正に管理されている」「36協定違反はない」と繰り返し、そればかりか具体的に指摘した作業実態に対しても「休憩時間内の電話対応は、あくまで自主的であり、対応した時間だけが超勤になる」という回答に終始し、組合員の悲痛な声を全く受け止めることはなかった。

告発メールやアンケートに示されている「誰かが自殺してもおかしくない」「死にたいと思ったことがある」「自殺したい」といった組合員の悲痛な声は、氷山の一角であり、長野支社にとどまる問題ではない。長野地本はこれらの声を受け止めず、居直るかのような長野支社の姿勢に対して、「労働基準法違反を認めること」「告発メールとアンケートに基づき調査を開始すること」「これまでの支社の対応について謝罪すること」の3点を通告し、たたかいを継続している。

本部は1月18日申12号第3回交渉において、長野支社の不誠実な姿勢を質すため本社に迫った。しかし、本社も長野支社と同様に「事実とすれば、まさに違法な状況だが、今のところ問題があったとは認識していない」と真実から目を背け、労働基準法違反を根絶するどころか、組合員の命や健康を守る姿勢が一切ないことが明らかになった。組合員の声は、適正な労働時間管理ができていないことを証明している。

我々は労働基準法違反の共犯者になるつもりはない！

JR東労組は、あらゆる労働基準法違反を根絶するために全組合員と共にたたかい抜いてきた。そして、“攻めの一年締結”を打ち出し、繰り返される労働基準法違反の抜本的対策及び要員問題解消のために4回にわたり団体交渉を行ってきた。しかし会社は団体交渉において明確な回答を示さず、継続議論を余儀なくされている。更に、破棄条項付き一年締結の要求に対する「36協定が鉄道事業の運営上必要不可欠であり、違反＝破棄となることはなじまない」「この間の協約・協定に基づき締結してほしい」という姿は、それまでの交渉で確認した36協定違反撲滅の強い決意とは裏腹に、労働基準法を守ることができないと自ら証明したことに他ならない。

交渉で明らかになった本社及び長野支社の回答からは、10月期の交渉において確認した「36協定違反撲滅に向けて強い決意で望んでいく」という姿勢を微塵も感じることができない。さらに、組合員の命を脅かす事態が放置されている中で、本部は1月19日段階での36協定の締結は出来ないと判断した。

全組合員の皆さん！きかく部門で働く組合員の皆さん！

皆さんの周りにはサービス労働は隠れていませんか。仲間は苦しんでいませんか。一人ひとりの声が大きき力となり、適正な労働時間管理のもと命と健康を守り抜くことができるのです。

会社は、ただちに破棄条項付1年締結を判断すべきである！そして、JR東労組は全組合員の命を守り、働きがいを実現するため、不転の決意をもってたたかい抜くものである。改めて、12地本の統一闘争のもと、労働基準法を遵守できるJR東日本を創造するために全組合員で奮闘しようではないか。

2018年1月19日
東日本旅客鉄道労働組合